

「日ソ共同声明（抜粋）第4項目」平成3年4月18日

4 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業，特に最高レベルでの交渉により，一連の概念的な考え方，すなわち，平和条約が，領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと，友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は，日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大，日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定，この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配置されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とする旨の提案を行った。日本側は，これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は，会談において，平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに，この目的のため，日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した1956年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意思を表明した。

同時に，日本国と日本国に隣接するロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国を含むソヴィエト社会主義共和国連邦との間の相互関係における善隣，互恵及び信頼の雰囲気の中で行われる貿易経済，科学技術及び政治の分野での並びに社会活動，文化，教育，観光，スポーツ，両国国民間の広範で自由な往来を通じての建設的な協力の展開が，合目的的であると認められた。